

津野町児童公園遊具更新工事プロポーザル実施要領

1. 趣旨

これまで以上に地域の人々を中心に幅広く愛される公園となり、安心・安全に使用できるよう、事業者から自由な企画提案を求め、工事の遂行に最も適した事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

2. 概要

(1) 工事名

津野町児童公園遊具更新工事（以下「本工事」という。）

(2) 発注方式

本工事は、設計・施工一括発注方式の工事である。

(3) 工事等の内容

本工事については、「津野町児童公園遊具更新工事仕様書」（以下「仕様書」という。）によるものとする。

(4) 工期

契約締結日から令和8年3月31日（火）までとする。

※繰越承認手続き予定

(5) 工事場所

津野町芳生野甲200ー4

3. 実施形式

公募型プロポーザル

4. 予算規模

75,000千円（消費税及び地方消費税額を含む。）

※金額については、提案上限額であり契約時の予定価格を示すものではない。

5. 参加資格要件

参加者の資格要件は、次のとおりとする。なお、参加者が資格要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 建設業法第2条第1項に規定される「造園工事」について、令和7年度津野町競争入札参加資格を有する者であること。ただし、この公告の日において入札参加資格名簿に登載されていないものであっても、このプロポーザルに限る入札参加資格の追加受付に申請し、同等と認められたものは、この要件を満たしているものとして取り扱う。

- (2) 次のいずれにも該当しないこと

- ① 破産法（平成16年法律75号）第18条第1項又は第19条の規定に基づく破産の申立てを行った者

- ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に基づく会社更生手続き開始申立てを行った者で、同法に基づく会社更生手続き開始の決定を受けていない者
 - ③ 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成 11 年法律第 158 号）に基づく特定債務等の調整に係る調定の申立てを行った者
 - ④ 民事再生法（平成 11 年法律 225 号）第 21 条に基づく再生手続き開始の申立てを行った者で、同法に基づく再生手続き開始の決定を受けていない者
 - ⑤ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の一般競争入札に参加させることができない者又は同条第 2 項の一般競争入札に参加させないことができる者
 - ⑥ 津野町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成 24 年規則第 19 号）第 2 条第 2 項第 5 号に掲げる排除措置対象者に該当した者
- (3) 参加表明書等の提出時において、津野町建設工事指名停止措置要綱（平成 18 年要綱）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。なお、参加表明書等の提出期限の日から契約締結までの間に、津野町から指名停止等の措置を受けたときは、参加資格を喪失するものとする。

6. 参加者等の条件

- (1) 平成 27 年度以降、造園工事として発注された遊具設置工事（国又は地方公共団体が発注したもの）を元請として施工した実績を有していること。
- (2) 配置予定技術者は、1 級造園施工管理技士の資格を有する者。

7. 契約候補者審査のスケジュール（予定）

プロポーザル実施要領の公表	令和 7 年 10 月 20 日（月） 本町ホームページで公表
質問書の提出期限	令和 7 年 10 月 27 日（月）
質問書に対する回答	令和 7 年 10 月 31 日（金）
参加表明書等の提出期限	令和 7 年 11 月 5 日（水）
参加資格の確認通知	令和 7 年 11 月 7 日（金）
企画提案書提出期限	令和 7 年 11 月 12 日（水）
プレゼンテーション・ヒアリング審査	令和 7 年 11 月 18 日（火）
審査結果通知	令和 7 年 11 月 21 日（金）
地元協議	令和 7 年 11 月下旬予定
仮契約の締結	令和 7 年 11 月下旬予定
本契約の締結	令和 7 年 12 月上旬予定
工事の開始	契約締結後

8. 質問受付及び回答

質問及び回答は、次のとおりとする。

- (1) 提出期限 令和 7 年 10 月 27 日（月）午後 5 時必着
- (2) 質問の方法等

質問がある場合には、質問の要旨を簡潔にまとめ、質問書（様式１）を電子メールで「１８．担当部局」へ提出すること。その際、電子メールの件名に「遊具プロポーザル質問書」と記載すること。併せて提出した旨を電話にて「１８．担当部局」へ連絡すること。

なお、質問は「５．参加資格要件」を満たす者のみから受け付けるものとする。

(３) 回答

寄せられた全ての質問及び回答については、下記の日時までには本町ホームページで公表する。また、質問の回答は、本要領の追加又は修正とみなす。

なお、本要領又は仕様書に関する内容以外については、原則回答しない。

令和７年１０月３１日（金）午後５時１５分

９．参加表明書等の提出

(１) 提出期限 令和７年１１月５日（水）午後５時必着

(２) 提出書類

書類	様式
①参加表明書	様式２
②建設業許可通知書又は証明書	—
③審査基準日直前（最新）の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書	—
④国税（法人税及び消費税）に係る納税証明書	—
⑤本店所在地の都道府県税に係る納税証明書（法人税都道府県民税、事業税及び不動産取得税）	—
⑥本店所在地の市町村税に係る納税証明書（法人税市町村民税、固定資産税及び都市計画税）	—
⑦参加者の平成２７年度以降に完了した「６．参加等の条件」の（１）に定める工事の実績	様式３
⑧様式３で記載した工事のコリンズ又は契約書等（遊具設置が分かるもの）の写し	A４判

※②から⑥は複写可。ただし、すでに入札参加資格審査申請書を提出の場合には不要とする。

(３) 提出部数 正本１部

(４) 作成方法 所定の各様式を使用し、文字サイズは１０ポイント以上、印刷は白黒とすること。

(５) 提出方法 「１８．担当部局」まで、持参又は郵送（一般書留、簡易書留、特定記録郵便に限る。）により提出すること。

※なお、持参する場合は事前に連絡をし、日程調整（土・日・祝日を除く午前８時３０分～午後５時）を行うこと。郵送の場合は、封筒（会社名を記載してあるもの）に朱書きで「プロポーザル参加表明書在中」を明記し、収受のトラブルを未然に防ぐため、郵送した旨を電話にて「１８．担当部局」へ連絡すること。

10. 参加資格の確認通知

- (1) 通知期限 令和7年11月7日（金）までに、参加の可否を通知します。
- (2) 通知方法 参加表明書に記載された電子メールアドレスへ通知

11. 企画提案書の提出

- (1) 提出期限 令和7年11月12日（水）午後5時必着
- ※なお、提案数は1者につき1案に限る。

- (2) 提出書類

書類	様式
企画提案書（表紙）	様式4
工事実施体制	様式5
企画提案書	様式自由
工事工程表	様式自由
設置後20年間に想定される本町の維持管理内容及び修繕等の費用を示す資料	様式自由
工事見積書	様式自由（消費税及び地方消費税を含む額）

- (3) 提出部数 正本1部

副本6部

提出書類の電子データを収録したCD-R等1枚

（ファイル形式はPDF）

- (4) 提出方法 「18. 担当部局」まで、持参又は郵送（一般書留、簡易書留、特定記録郵便に限る。）により提出すること。

※なお、持参する場合は事前に連絡をし、日程調整（土・日・祝日を除く午前8時30分～午後5時）を行うこと。郵送の場合は、封筒（会社名を記載してあるもの）に朱書きで「プロポーザル企画提案書在中」を明記し、収受のトラブルを未然に防ぐため、郵送した旨を電話にて「18. 担当部局」へ連絡すること。

12. 企画提案書の留意事項

- (1) 基本事項

①企画提案書の無効

本プロポーザルは、本工事の契約候補者を選定するために必要な事項について提案を求めるものであり、本要領において記載された事項以外の内容を含む企画提案書については、無効とする場合がある。

②工事の実施方針等

工事の実施方針、実施体制、工程計画その他の記載にあたっては、簡潔に記載すること。

③実施体制

主任技術者及び現場代理人は、専任とすること。また、参加表明以前に、3ヶ月以上

の直接的な雇用関係がある者であること。

(2) 企画提案書（様式自由）

A4判又はA3判折りたたみA4製本で作成し、本文の文字サイズは、10ポイント以上とし、下記について記載すること。なお、提案者が特定できるような記載を行ってはならない。

また、作成にあたっては、仕様書に基づき、以下の項目についての検討の際に留意した点を含み、簡潔かつ要領よくまとめること。

◎事業計画（案）の作成（コンセプト等を含む）

◎提案遊具の概要図（完成予想イラスト図）

◎遊具等の寸法や材質の分かる構造図（平面図・立面図）

工事を実施するうえでの基本的な考え方、遊具のコンセプト、円滑に事業を進めるための体制その他の自由な提案等について記載すること。

提案者の独自の調査研究により、本工事に関する関係事情を十分理解した上で、見積金額の範囲内で提案者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。

13. 審査方法等

(1) 審査委員会

企画提案書、プレゼンテーション・ヒアリング審査は、津野町児童公園遊具更新工事提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

(2) 審査方法

提出書類、プレゼンテーション・ヒアリング等を「14. 評価内容」により総合的に評価し、以下の方法で契約候補者を選定する。

審査委員会の全委員の合計得点（以下、「総合得点」という。）が高い者から順位付けを行い、最も総合得点が高い者を優先契約候補者とし、次に総合得点が高い者を次点契約候補者として選定する。なお、総合得点が高点の場合は、工事見積書の額が安価な者を高い順位とする。

また、1者においても、審査を実施するものとする。

ただし、いずれの場合においても、総合得点が満点の50%以下となった者、又は評価の基準ごとの全委員の合計得点において、0点があった者は、契約候補者とししない。

(3) プレゼンテーション・ヒアリング審査の要領

①各提案者の出席者は3名以内とする。

②プレゼンテーションは1者につき30分以内とし、その後の質疑応答（ヒアリング）を15分とする。なお、パソコンを用いる際は、パソコンは提案者が持参し説明できる準備を整えておくこと（HDMIケーブル、プロジェクター及びスクリーンは町で準備する。）

③プレゼンテーション・ヒアリング審査の詳細日程は、提案者に別途通知する。

④プレゼンテーション・ヒアリング時の追加資料の配布や表示説明は認めない。

(4) 審査の結果の公表

審査結果（優先契約候補者）は、本町ホームページで公表する。

(5) 審査結果の通知

審査結果は、契約候補者の選定後、プレゼンテーション・ヒアリング審査に参加した全提案者に以下の事項を書面で通知する。なお、審査の内容・経過については公表しない。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

- ・通知を受ける者の評価の基準ごとの得点
- ・優先契約候補者と評価の基準ごとの得点
- ・その他の提案者名のない評価の基準ごとの得点一覧

14. 評価内容

本プロポーザルにおける評価内容は、次のとおりである。

評価項目	評価基準	配点
テーマ・コンセプト	高齢者をはじめ地域の方々の健康促進やコミュニティの場所となる提案となっているか。	10
	遊びを通して子どもたちの体力、発育が促進されるような提案となっているか。	10
	障がいのある子どもたちもいっしょに楽しく遊べる遊具があるか。	10
遊具の構成	多様な遊びの形態（のぼる、すべる、くぐる等）が盛り込まれ、子どもたちの想像力・冒険心を育む遊具となっているか。	10
	子どもたちを見守る保護者への配慮ができているか。	5
安全対策	子どもたちが、本来想定していなかった遊び方をした場合の安全対策が十分に行われているか。	10
維持管理	耐久性に優れ、補修や部材交換など維持管理が容易にできるか。	5
	設置後から更新までの維持管理費用が優れているか。	5
その他	企画提案書等の提出書類のまとめ方に創意工夫があり、事業に対する取組意欲が感じられるか。	10
	「6. 参加等の条件」の（１）に定める工事の実績が十分にあるか。	5
	提案内容の実現に十分な工程及び実施体制となっているか。	5
	価格を抑えた提案となっているか。	15

15. 契約手続

「13. 審査方法等」の審査により選定された優先契約候補者は、企画提案書及び工事見積書の内容に基づき、工事内容の詳細や工事の遂行に必要な具体的使用条件などについて本町及び地元と協議を実施する。その際、必要に応じて企画提案書等の項目の追加・変更及び削除を行った上で、本契約の仕様に反映させ、随意契約の手続を進めるものとする。

なお、協議の結果、合意にいたらない場合は、次点契約候補者と契約締結に向けて同様の

協議を行う。

(1) 契約保証金

この工事の落札者は、工事請負契約の締結に当たり、契約の保証として請負代金額の10分の1以上の金額を保証する次の各号のいずれかを納付又は提出しなければならない。

- ① 契約保証金（現金に限る。）
- ② 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する金融機関又は保証事業会社の保証書
- ③ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険による保証に係る証券
- ④ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券

(2) 工事見積書

本町と協議する契約候補者は、企画提案において提出した工事見積書の内訳を示した見積書を提出すること。

見積書には、土工・基礎工・処分費等が分かる内訳書、数量計算書、平面図、立面図、構造図等を添付すること。本町の精査の結果、見積金額が過大であると判断した場合、両者協議により金額を変更することができるものとする。

なお、契約締結後、各種数量等に異同が発生した場合は、両者協議により契約上限額を超えない範囲で変更できるものとする。ただし、本町がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

(3) 契約の締結

本工事に係る契約は、町議会の議決を要するものであるため、落札決定後、議決を得るまでの間に仮契約を締結し、町議会の議決後本契約とするものとし、その旨別途通知する。

(4) 部分払いの適用

本工事については、前払い適用外となり、部分払いのみの適用となります。

16. 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 「5. 参加資格要件」及び「6. 参加者等の条件」を満たすことができなくなった場合
- (2) 本要領に定める手続以外の方法により、本町の職員又は本町の関係者に本プロポーザルに関する援助を求めた場合
- (3) 正当な理由がなくプレゼンテーション・ヒアリング審査の時間に遅れた場合
- (4) 各書類の提出方法及び提案期限が、本町がやむを得ない事由があると認めた場合を除きこの要領の定めに適合しない場合
- (5) 記載すべき事項の全部又は一部が、本町がやむを得ない事由があると認めた場合を除き記載されていない場合
- (6) 提出書類等で虚偽の内容が記載されている場合
- (7) その他

提出された書類が次に該当する場合は失格とする場合がある。

- ・ 所定の様式に適合しない場合

- ・記載すべき事項以外の内容が記載されている場合

17. その他の留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加するための企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーション・ヒアリング審査に必要な経費は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等については返却しない。
- (3) 提案者から本要領に基づき提出される書類の著作権は、原則として提案者に帰属するが採用した企画提案書等の著作権は、本町に帰属する。
- (4) 企画提案書に記載した配置予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、退職等のやむを得ない事由であって、企画提案書に記載した配置予定技術者と同等以上の者であると本町が認めた場合はこの限りでない。
- (5) 提出された書類は、本プロポーザルに係る審査以外に使用しない。ただし、津野町情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、第三者に開示する場合がある。
なお、本プロポーザルの契約候補者の選定前において、選定に影響が出るおそれがある情報については選定後の開示とする。
- (6) 電子メール等の通信事故については、本町はいかなる責任も負わない。
- (7) 参加表明後、やむを得ない事情で辞退する場合は、辞退届（様式6）を提出すること。

18. 担当部局

津野町教育委員会

住 所：〒785-0501 高知県高岡郡津野町力石 2870 番地

電 話：0889-62-2258

F A X：0889-62-2384

電子メール：kyouiku@town.kochi-tsuno.lg.jp